

高岡市被災者生活再建特例支援金について

令和6年能登半島地震により住宅が準半壊の被害を受けた世帯に対し、支援金の支給により生活の再建を支援します。

※国、県の被災者生活再建支援制度の対象にならない「準半壊」世帯を対象とした高岡市独自の制度です。

1 対象者

り災証明書の「住家の被害の程度」が「準半壊」である世帯の世帯主

2 申請期間

災害が発生した日から37ヶ月（令和9年1月31日まで）

3 支給金額

住家の被害の程度	住宅の再建方法	支援金
準半壊	住宅を建設・購入する場合	50万円
	住宅を補修する場合	25万円
	住宅を賃借する場合	10万円

※世帯数が一人の場合は、表に記載されている金額×3/4が支給額となる。

- ・「建設・購入」とは、その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯が該当する。
- ・「補修」とは、その居住する住宅を補修する世帯が該当する。
- ・「賃借」とは、その居住する住宅（公営住宅を除く）を賃借する世帯が該当する。
- ・住宅の再建方法が2つの以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。

（問い合わせ先）

福祉保健部社会福祉課 民生・総務係

TEL : 0766-20-1366